特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第2条-第31条)
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第32条-第42条)
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第43条-第48条)
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第49条-第52条)
- 第6章 補則(第53条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする

第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(基本方針)

- 第2条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第3条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第4条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この 限りでない。

(職員の要件)

- 第5条 特別養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。)に規定する要件に該当する者でなければならない。
- 2 生活相談員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。
- 3 機能訓練指導員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、省令に規定する場合においては、この 限りでない。

(運営規程)

第7条 特別養護老人ホームは、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

- 第8条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係 機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行なわなければならない。 (記録の整備)
- 第9条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (設備の基準)
- 第10条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別 養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物又は準 耐火建築物とすることを要しない。
- 3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの 効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 静養室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗而設備
 - (6) 便所
 - (7) 医務室
 - (8) 調理室
 - (9) 介護職員室
 - (10) 看護職員室
 - (11) 機能訓練室
 - (12) 面談室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 介護材料室
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (6) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- (7) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

(特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数)

- 第11条 特別養護老人ホームには、医師を置かなければならない。
- 2 前項の医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

- 第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援(介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護師、准看護師等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及 びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に 資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努 めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

- 第14条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を 得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。 (処遇の方針)
- 第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、当該入所者の要介護状態(介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。)の軽減又は 悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。
- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解し やすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (介護)
- 第16条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事の提供)
- 第17条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。 (相談及び援助)

第18条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便官の提供等)

- 第19条 特別養護老人ホームは、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行わなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該 入所者の同意を得て、当該入所者に代わって当該手続を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第20条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を 行わなければならない。

(健康管理)

第21条 特別養護老人ホームの医師又は看護師若しくは准看護師は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第22条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに 見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後 再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の職務)

- 第23条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで及び第12条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第24条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)

第25条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛牛管理等)

- 第26条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに 、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止(以下この項において「感染症の予防等」という。)のため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会を規則で定めるところにより開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (協力病院等)
- 第27条 特別養護老人ホームは、入院を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (秘密保持等)
- 第28条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

- 第29条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない
- 4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。 (地域との連携等)

- 第30条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う 事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第31条 特別養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、省令に規定する措置を講じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (趣旨)
- 第32条 前章(第11条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)により施設が構成されている特別養護老人ホームであって、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(基本方針)

- 第33条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(運営規程)

- 第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (設備の基準)
- 第35条 ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、ユニット型特別養護老人ホームの建物は

- 、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型 特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備(第1号に掲げ る設備を除く。)の一部を設けないことができる。
 - (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 ユニットには、居室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。
- 5 前項の居室、共同生活室、洗面設備及び便所の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
 - ウ地階に設けてはならないこと。
 - エ 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
 - オ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁により、入居者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。
 - カ寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - キ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - ク 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - ケー必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - コ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 共同生活室

- ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- イ地階に設けてはならないこと。
- ウ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- エ 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
 - ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
 - ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - イブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 6 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

- 第36条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者の私生活に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しや すいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入居者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (介護)
- 第37条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第38条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立 して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを 支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの 活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、当該入居者に代わって当該手続を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、省令に規定するところにより、職員の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービス の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第26条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条まで」とあるのは、「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第26条から第31条まで」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第43条 第2章及び前章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(設備の基準)

- 第44条 地域密着型特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域 密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、地域密着型特別養護老人ホームの建物 は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型 特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができ る。
 - (1) 居室
 - (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる。

- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 入所者 1 人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- (7) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。
- 7 省令第12条第7項に規定する本体施設と同項に規定するサテライト型居住施設との間の距離は、これらの施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員等)

- 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、医師を置かなければならない。
- 2 前項の医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)第148条に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

(介護)

- 第46条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入所者に対し離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

- 7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

- 第47条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、規則で定めるところにより運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条まで」とあるのは、「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第49条 第2章から前章まで(第45条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(設備の基準)

第50条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、ユニット型地域密着型特別 養護老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げ る設備(第1号に掲げる設備を除く。)の一部を設けないことができる。
 - (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 ユニットには、居室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。
- 5 前項の居室、共同生活室、洗面設備及び便所の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
 - ウ地階に設けてはならないこと。
 - エーの居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
 - オ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁により、入居者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。
 - カ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - キ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - ク 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - ケ 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

- コ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
- ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- イ地階に設けてはならないこと。
- ウ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- エ 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
- ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
 - ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - イブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 6 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。
- 8 省令第12条第7項に規定する本体施設と同項に規定するサテライト型居住施設との間の距離は、これらの施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

- 第51条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えな

ければならない。

- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による 介護を受けさせてはならない。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条、第34条 、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「 第7条から第9条まで及び第12条から第31条まで」とあるのは、「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、 第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

第6章 補則

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第 1項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。附則第4項において「設備運営基準」という。)第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けているもの(平成16年4月1日以後に全面的に改築されたものを除く。)については、第10条第3項第14号、第35条第3項第6号、第44条第3項第14号及び第50条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 平成12年4月1日以前から存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第10条第4項及び第44条第4項の規定を適用する場合においては、第10条第4項第1号及び第44条第4項第1号中「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第10条第4項第3号及び第44条第4項第3号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

- 4 平成12年4月1日以前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項(設備運営基準第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けているものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること」とする。
- 5 平成14年8月7日以前から存する特別養護老人ホーム(同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第11条及び第3章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 6 平成15年4月1日以前に老人福祉法第15条の規定に基づき設置された特別養護老人ホーム(同日において建築中であったものであって、同月2日以後に同条の規定に基づき設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)第5条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。)第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの(平成23年9月1日に改修中、改築中又は増築中であった平成15年前特別養護老人ホーム(省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。)であって、同日後に特別養護老人ホーム旧基準第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)のうち、介護保険法第48条第1項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、同日後の最初の指定の更新までの間は、次項から附則第16項までに定める基準によることができる。
- 7 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」 という。)にあっては第33条に、ユニット部分以外の部分にあっては第2条に定めるところによる。
- 8 一部ユニット型特別養護老人ホームは、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 9 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあっては第35条に、ユニット部分以外の部分にあっては第10条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 10 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第36条に、ユニット部分以外の部分にあっては第15条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型特別養護老人ホームにおける介護は、ユニット部分にあっては第37条に、ユニット部分以外の部分にあっては第16条に定めるところによる。
- 12 一部ユニット型特別養護老人ホームにおける食事の提供は、ユニット部分にあっては第38条に、ユニット部分以外の部分にあっては第17条に定めるところによる。

- 13 一部ユニット型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第39条に、ユニット部分以外の部分にあっては第19条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務の体制の確保等は、ユニット部分にあっては第40条に、ユニット部分以外の部分にあっては第24条に定めるところによる。
- 15 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあっては第41条に、ユニット部分以外の部分にあっては第25条に定めるところによる。
- 16 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第26条から第31条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条まで」とあるのは、「第15条から第17条まで、第19条、第24条、第25条、第36条から第41条まで及び附則第8項並びに附則第16項において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第26条から第31条まで」と読み替えるものとする。
- 17 平成23年9月1日において老人福祉法第15条の規定に基づき設置されている地域密着型特別養護老人ホーム(第43条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。)であって、特別養護老人ホーム旧基準第64条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(以下「一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。)であるもの(同日において改修中、改築中又は増築中であった地域密着型特別養護老人ホームであって、同日後に特別養護老人ホーム旧基準第64条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。)のうち、介護保険法第42条の2の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設であるものについては、同日後の最初の指定の更新までの間は、次項から附則第20項までに定める基準によることができる。
- 18 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあっては第50条に、ユニット部分以外の部分にあっては第44条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 19 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける介護は、ユニット部分にあっては第51条に、ユニット部分以外の部分にあっては第46条に定めると ころによる。
- 20 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条及び第47条並びに附則 第7項、第8項及び第10項並びに附則第12項から第15項までの規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において 、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条まで」とあるのは、「第15条、第17条、第19条、第24条、第25条、第36条、第38条から第41 条まで、第46条及び第51条並びに附則第20項において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条 まで、第31条、第47条及び附則第8項」と読み替えるものとする。

- 21 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。
 -)(附則第3項又は第4項の規定が適用されるものを除く。)について、第10条第4項第1号及び第44条第4項第1号の規定を適用する場合においては、第10条第4項第1号及び第44条第4項第1号中「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(東日本大震災復興特別区域法による特別養護老人ホームに置くべき職員に係る特例)

22 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第7条に規定する介護老人福祉施設等整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームであって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は同令別表の上欄に掲げる施設との密接な連携を確保し、入所者又は入居者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うことができるものであると知事が認めるものについては、平成29年3月31日までの間は、第11条(医師に係る部分に限る。)並びに第45条第1項及び第2項(医師に係る部分に限る)の規定は、適用しない。